

小出力発電設備

発電設備のうち、出力が小さく安全性が高い発電設備(①～⑤)を指します。
以下の小出力発電設備は一般用電気工作物として指定されます。

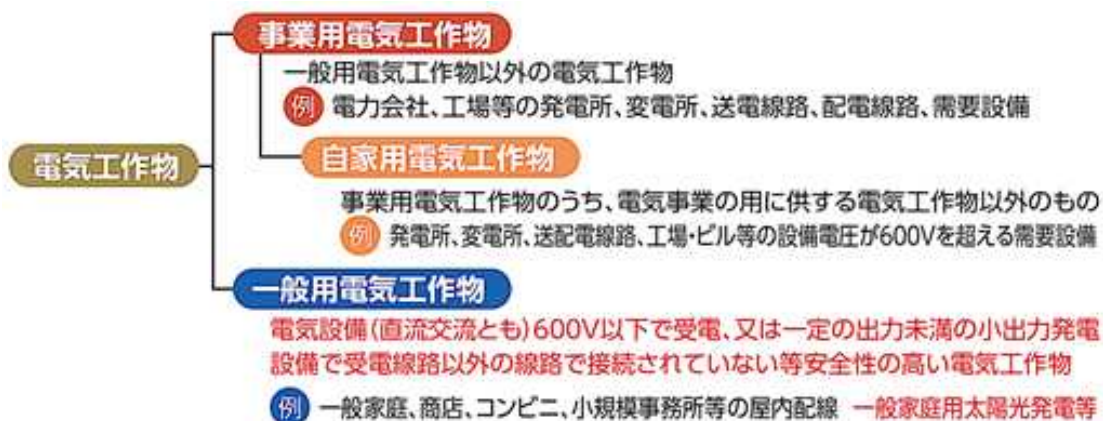
- ① 太陽電池発電設備であって、出力が50kW未満のもの。
- ② 風力発電設備であって、出力20kW未満のもの。
- ③ 水力発電設備であって、出力20kW未満のもの。(ダムを伴うものを除く。)
- ④ 内燃力を原動力とする火力発電設備であって出力10kW未満のもの。
- ⑤ 燃料電池発電設備(PEFC又はSOFC)であって、出力10kW未満のもの。

但し、同一の構内に設置する上記の設備が電氣的に接続されそれらが設備の出力の合計が50kW以上となるものを除きます。

関連用語

- 太陽光発電
- 燃料電池
- 風力発電

● 電気工作物の位置付け



● 小出力発電設備に係る規制

	事業用電気工作物	一般用電気工作物	
		小出力発電設備	受電設備
保安規程	○	×	×
主任技術者	○	×	×
工事計画	○(一部)	×	×
使用前自主検査	○(一部)	×	×
溶接自主検査	○(一部)	×	×
定期自主検査	○(一部)	×	×
技術基準適合維持	○	×	×
技術基準適合命令	○	○	○
電力会社の調査	×	×	○